

1

制度を知ろう

iDeCoの
メリット

1



掛金の税金は
どうなるの？

所得税・住民税の 負担が軽くなります。^{※1}

毎月10,000円積み立てた場合

年収	税負担軽減額 ^{※2}	
	1年	30年
400万円	18,000円	540,000円
600万円	24,000円	720,000円
800万円	36,000円	1,080,000円

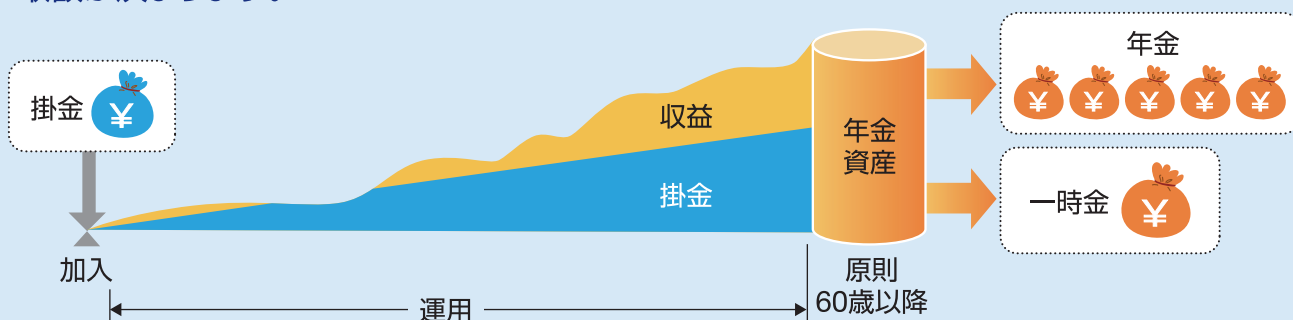
※1 掛金の全額が所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の対象となるため、課税所得が減り、所得税・住民税が軽減します。

※2 期間中年収が一定である前提。給与所得控除、社会保険料15%、基礎控除を引いた額を課税所得とし、所得税・住民税を課税した場合の試算です。その他の控除等については考慮しておりません。

¥

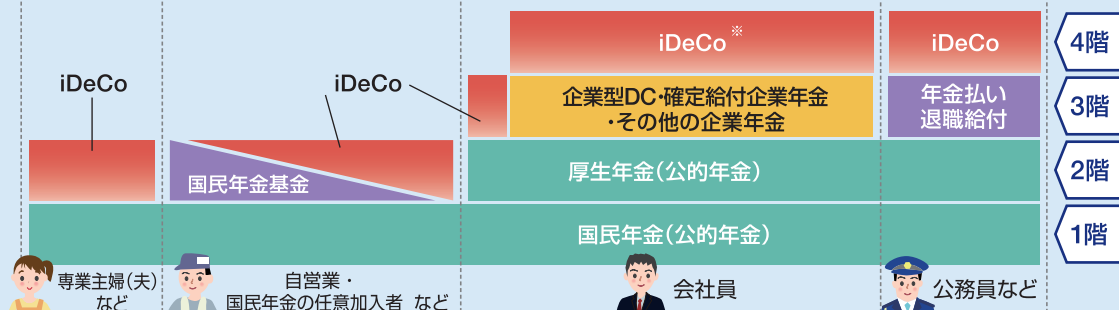
確定拠出年金とは？

確定拠出年金は掛金を積み立て、預金や投資信託など自分で選んだ運用商品で運用した後、原則60歳以降に年金または一時金で受け取る制度です。その運用成果によって、将来の受取額が決まります。



日本の年金制度

4階建ての建物になぞらえることができます。



※企業型確定拠出年金(企業型DC)でマッチング拠出制度をご利用の方および年単位拠出をされている方は加入できません。

iDeCoの
メリット

2



運用したら
どうなるの？

iDeCoの
メリット

3

受け取る場合は
どうなるの？



利息や運用益は
非課税です。※3

受け取る際も
優遇があります。

利息や運用益に
かかる税率

20.315%

確定拠出年金

非課税

利息や運用益が
10万円の場合

20,315円

0円

年金で受け取る場合は「**公的年金等控除**」、
一時金で受け取る場合は「**退職所得控除**」
が適用され、一定金額までは税金がかか
りません。

※3 運用中の年金資産には1.173%の特別法人税がかかりますが、
現在は課税凍結中です。



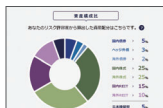
しみずiDeCo(みずほ提携プラン)の3つの特長

充実の運用商品 ラインアップ

ニーズに合わせて
33種類の投資信託と
1種類の定期預金から
お選びいただけます。

約2分※で らくらく運用商品選び

スマート フォリオ
SMARTFOLIO〈DC〉で
ご自身に合った資産の組み
合わせをご提案します。



〈イメージ図〉
※所要時間には
個人差があり
ます。

運用状況の確認は スマホ・パソコンで

ウェブサイトで
運用状況や運用商品が
いつでも確認できます。



1-1 確定拠出年金のしくみ

掛金(拠出)

掛金の拠出ができる(iDeCoの加入者となる)方は、原則65歳未満の公的年金の被保険者です。^{※1}

掛金額は、拠出限度額の範囲内で**月額5,000円以上、1,000円単位**で決められます。

公的年金の加入状況などによって1カ月あたりの拠出限度額が異なりますので、詳しくは下の図をご覧ください。

あなたの職業		掛金の上限額
	自営業者など (第1号被保険者)	月額 68,000円 ^{※2 ※3} (年額 816,000円)
	会社員 (第2号被保険者)	月額 20,000円 (年額 240,000円) ^{※5} 【毎月定額納付】
	企業年金等 ^{※4} に 加入している	月額 20,000円 (年額 240,000円) ^{※5} 【毎月定額納付】
	企業年金等 ^{※4} に 加入していない	月額 23,000円 (年額 276,000円)
	公務員・私立学校教職員 ^{※6} (第2号被保険者)	月額 20,000円 (年額 240,000円) ^{※5} 【毎月定額納付】
	専業主婦(夫)など (第3号被保険者)	月額 23,000円 (年額 276,000円)
	国民年金の任意加入者 ^{※7} (任意加入被保険者)	月額 68,000円 ^{※2 ※3} (年額 816,000円)

※1 老齢基礎年金、老齢厚生年金を65歳前に繰り上げ請求された方、iDeCoの老齢給付金を受給された方は、iDeCoに加入することはできません。

※2 国民年金基金または国民年金の付加保険料との合算額です。

※3 加入には加入資格を満たしていることが必要です。国民年金保険料免除(拠出猶予)を受けている方などは加入できません。農業者年金の被保険者の方はiDeCoに加入できません。

※4 企業年金等とは、企業型DC、確定給付企業年金(DB)、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金を指します。

※5 掛金は、月額55,000円から「各月の企業型DCの事業主掛金額」および「DB等の他制度掛金相当額(公務員は共済掛金相当額)」を控除した残余の範囲内(最大20,000円)の拠出となります。また、マッチング拠出や掛金の年単位拠出をご利用の方はiDeCoに加入できません。詳しくはお勤め先にご確認ください。

※6 国家公務員または地方公務員共済組合の長期組合員、私立学校教職員共済制度の長期加入者の方です。

※7 国民年金の任意加入者とは、60歳までに老齢基礎年金の受給資格を満たしていない場合や、40年の拠出済み期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合などで、60歳以降も国民年金に任意加入している方、または、海外に居住する日本国籍を有する20歳以上65歳未満の方で、国民年金に任意加入している方です。

- 当月の掛金は翌月26日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に口座振替で引き落とされます。
- 申込時期によって、初回引き落としのみ2ヵ月分の掛金引き落とされる場合があります。
- 掛金額は、毎年12月から翌年11月までの間で1回のみ変更することができます。
- 掛金は、納付月と金額を指定して納付することも可能です(ただし上記加入対象者のうち、「企業年金等」に加入している会社員と「公務員・私立学校教職員」については毎月定額での納付となります)。
- 国民年金の保険料を一部でも拠出していない期間に掛金が払い込まれた場合は、掛金相当額から手数料が控除されて国民年金基金連合会より還付されます。
- 従業員が300人以下など一定条件を満たす場合、iDeCoに加入している従業員に対して、事業主が追加で拠出できる「中小事業主掛金納付制度(iDeCo+(イデコプラス))」も利用可能です。

加入者とは？

掛金を拠出しながら、その資産の運用を行う方。

運用指図者とは？

掛金の拠出をせずに資産の運用のみを行う方。

□しみずiDeCo(みずほ提携プラン)の運用商品ラインアップ

主要投資対象		商品名
投資信託※	バランス型	投資のソムリエ<DC年金>リスク抑制型
		投資のソムリエ<DC年金>
		One国際分散投資戦略ファンド(目標リスク6%)<DC年金> (愛称:THE GRIPS 6%<DC年金>)
		One国際分散投資戦略ファンド(目標リスク8%)<DC年金> (愛称:THE GRIPS 8%<DC年金>)
		投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2035)
		投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2040)
		投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2045)
		投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2050)
		投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2055)
		投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2060)
		投資のソムリエ(ターゲット・イヤー2065)
		たわらノーロード スマートグローバルバランス(安定型)
		たわらノーロード スマートグローバルバランス(安定成長型)
		たわらノーロード スマートグローバルバランス(成長型)
		たわらノーロード スマートグローバルバランス(積極型)
	国内債券	たわらノーロード 国内債券
	国内株式	One DC 国内株式インデックスファンド
		MHAM日本成長株ファンド<DC年金>
		One高配当利回り厳選ジャパン
	海外債券	たわらノーロード 先進国債券
		たわらノーロード 先進国債券<為替ヘッジあり>
	海外株式	たわらノーロード 先進国株式
		たわらノーロード 先進国株式<為替ヘッジあり>
		One DC 米国株式(S&P500)インデックスファンド
		たわらノーロード 全世界株式
		たわらノーロード 新興国株式
		グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(為替ヘッジなし) (愛称:未来の世界)
		グローバルESGハイクオリティ成長株式ファンド(為替ヘッジなし) (愛称:未来の世界(ESG))
		ファンドスミス・グローバル・エクイティ・ファンド
		OneグローバルESG厳選株ファンド<DC年金>
		Oneグローバル中小型長期成長株ファンド<DC年金> (愛称:キセキ<DC年金>)
	国内リート	たわらノーロード 国内リート
	海外リート	たわらノーロード 先進国リート
定期預金		みずほDC定期預金(1年)

※投資信託とは投資家から集めた資金を、運用の専門家が国内外の株式、債券、リート(不動産投信)等へ投資することで運用し、その成果を投資家に還元する投資商品です。ファンドとも呼ばれます。

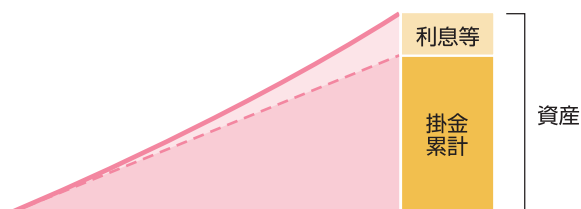
※定期預金のみでも運用できます。

元本確保型と元本確保型以外の違い

運用商品は「元本確保型」と「元本確保型以外」に分類されます。

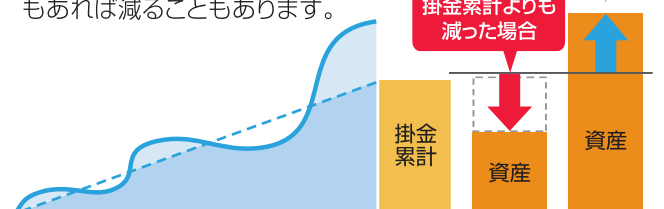
元本確保型(定期預金等)

原則、元本(預けたお金)が保証される運用商品です。
 積み立てた資産に、所定の利息等が上乗せされます。



元本確保型以外(投資信託等)

元本が保証されない運用商品です。
 運用成果によって資産が増えることもあれば減ることもあります。



受取(給付)

請求手続(裁定請求)を行うことで、年金資産を受け取ることを給付といいます。

給付には次の3種類があります。

1 老齢給付金

受取開始年齢

原則60歳から受け取れます。^{※1}

60歳時点でご加入から10年を経過していない場合は、通算加入者等期間^{※2}に応じて、受取開始年齢が定められています。

(支給を請求せずに75歳になったときは、一時金を請求いただくことになります)

原則60歳以降



60歳未満



●老齢給付金の受取開始可能年齢^{※3}

受取開始可能年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
必要な通算加入者等期間	10年以上	8年以上 10年未満	6年以上 8年未満	4年以上 6年未満	2年以上 4年未満	1ヵ月以上 2年未満

^{※1} 死亡したり法で定められた障がいの状態になった場合を除き、原則途中で引き出すことはできません。

一部要件を満たせば例外的に脱退し、脱退一時金を請求できる場合があります。
要件につきましては、P.16をご参照ください。

^{※2} 通算加入者等期間とは、加入者または加入者であった方が60歳に達した時点で、①企業型DC加入者期間、②企業型DC運用指図者期間、③iDeCo加入者期間、④iDeCo運用指図者期間の各期間を合計したものです。なお、企業の退職金制度や企業年金制度から資産を確定拠出年金に移す場合(移換といえます)、過去の加入期間(60歳未満の期間に限る)が通算加入者等期間に合算されます。

^{※3} 通算加入者等期間を有しない60歳以上の方が加入した場合、加入から5年後以降の受取開始となります。

受取方法

給付の請求時に**年金**か**一時金**の受取をご選択いただけます。

(10%きざみの割合で年金と一時金の併用も可能です)

年金で給付を受ける場合、支払い予定期間は5年以上20年以下の年単位でご指定いただけます。支払回数は以下の中からお選びください。

年1回	12月
年2回	6月 12月
年4回	3月 6月 9月 12月
年6回	2月 4月 6月 8月 10月 12月

※受給開始5年経過以降は、残りの資産をまとめて受け取る(繰上一時金)ことも可能です。

給付金の受給日は以下の通りです。

年金 …… 支払い月の20日(金融機関休業日の場合は翌営業日)

一時金 …… 随時(給付の裁定手続きの完了後)

2 障害給付金

法で定められた障がいの状態になったときに、年金または一時金で受け取ります。
受取方法は老齢給付金と同じです。

3 死亡一時金

加入者が亡くなった場合に、ご遺族が一時金として受け取ります。

個人資産の持ち運び(ポータビリティ)

確定拠出年金は、離転職された場合も、課税されることなく年金資産を次の制度に持ち運びいただける制度です。

□ 持ち運び例 ※1



※1 一定の要件を満たした場合、確定拠出年金からDBへの持ち運びも可能です。

※2 企業型DCから通算企業年金への持ち運びも可能です。

60歳未満で企業型DCを導入している企業をご退職された方は、原則6ヵ月以内に確定拠出年金資産の移換手続きが必要です。

6ヵ月以内に移換手続きしなかった場合



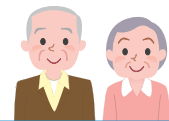
加入者資格を喪失した日の属する月の翌月から起算して、6ヵ月以内にご自身で移換手続きを行わない場合、年金資産は自動的に国民年金基金連合会に移換されます(自動移換)。※

※企業型DCの加入者資格喪失後、6ヵ月経過した方が他の確定拠出年金に加入している場合、ご本人による移換の申し出がなくても、自動的に確定拠出年金資産の移換が実施されます。また、自動移換された方が他の確定拠出年金の資格を取得した場合も、自動的に確定拠出年金資産が移換されます。

自動移換されると…

- 掛金の拠出や運用指図・給付の請求をすることができません。また現金として管理されるため運用できません。
- 自動移換されている期間は通算加入者等期間に通算されません。
- 自動移換された月の4ヵ月後から管理手数料が徴収され、その他自動移換にかかる手数料が発生します。

ゆとりある将来のためには、公的年金に加えて、iDeCoを活用しましょう。



老後の生活費(支出)から公的年金等(収入)を除いた平均的な夫婦2人の家計の差額を把握しましょう。老後の収入と支出の差額は期間が長くなるほど大きくなります。差額を補うため、現役時代は支出も意識しつつ、早いうちから老後の生活費の準備を行っていく必要があります。

セカンドライフ全体

【夫 60歳～84歳※、妻 58歳～89歳※まで生活した場合】
(公的年金は65歳からの受給を想定)

支出 **老後の生活費 約9,400万円**

収入 **公的年金等 約6,600万円**

差額 約2,800万円

総務省統計局「家計調査結果」(令和5年)に記載の、高齢夫婦無職世帯の家計収支(支出合計約28.3万円/月)、同(実収入約24.5万円)、高齢単身無職世帯の家計収支(支出合計約15.8万円/月)、同(実収入約12.7万円)をもとに算出。また、老後の生活費には衣食住の他、教養娯楽費等を含みます。

※令和5年簡易生命表(厚生労働省)の平均余命

各数値については、老後収支を把握するために各指標をもとに簡便的に計算した一例です。実際の数値とは異なる場合があります。